**平成２３年（フ）第３０３号**
高知市桟橋通４丁目９番12号　コーポ今西205号
債務者　江口精一郎
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第２５８号**
福岡県久留米市東合川９丁目12番29号
債務者　関　　慎吾
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第２８４号**
福岡県三井郡大刀洗町大字甲条1435番地１
債務者　石橋　千晴
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第１５３号**
北海道小樽市色内３丁目７番５号
債務者　本間　達洋
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　札幌地方裁判所小樽支部

**平成２３年（フ）第１７５号**
青森県弘前市大字和徳町17番地
債務者　田中　芳周
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　青森地方裁判所弘前支部

**平成２３年（フ）第１１１号**
宮城県加美郡加美町米泉字西谷地11番地37
債務者　尾形八重子（旧姓水野・千葉）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第１１５号**
宮城県栗原市若柳字福岡原畑31番地
債務者　高橋　恵李（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第１３１号**
宮城県大崎市古川北町５丁目７番17号　八幡原荘102号、従前の住所宮城県大崎市古川千手寺町１丁目10番19号
債務者　小野寺一弘
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第１３７号**
宮城県栗原市若柳字川北元町裏332番地
債務者　小林さおり
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第６３号**
宮城県石巻市広渕字砂一90―１　仮設押切沼団地１―４、住民票上の住所宮城県石巻市緑町２丁目７番地６　若葉荘２―１号
債務者　阿部さおり（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２３年（フ）第７４号**
宮城県石巻市丸井戸３丁目３番１号
債務者　村上　順子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２３年（フ）第１９３号**
秋田市八橋大畑２丁目１番９号　琴荘10号
債務者　加茂谷博樹
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３４１号**
秋田県潟上市天王字上北野79番地２
債務者　菅生　正雄
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３４３号**
秋田市卸町１丁目４番12号　アーバンティ菅原Ａ103
債務者　加藤ふじ子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３４６号**
秋田市新屋松美ガ丘北町６番24号
債務者　五十嵐雅子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３５２号**
秋田市飯島緑丘町13番13号　グリーンヒルたくや201
債務者　伊藤　裕美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７９号**
秋田県能代市二ツ井町字狐台81番地４
債務者　平川　郁子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　秋田地方裁判所能代支部